

議案第 1 3 号

八幡浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 7 日 提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

八幡浜市消防団員等公務災害補償条例（平成 1 7 年条例第 2 0 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<p>(補償基礎額)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9, 1 0 0 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1 4, 2 0 0 円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p>				<p>(補償基礎額)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8, 9 0 0 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1 4, 2 0 0 円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p>			
別表				別表			
補償基礎額表				補償基礎額表			
階級	勤務年数			階級	勤務年数		
	1 0 年未満	1 0 年以上 2 0 年未満	2 0 年以上		1 0 年未満	1 0 年以上 2 0 年未満	2 0 年以上
団長及び副 団長	円 <u>12, 500</u>	円 <u>13, 350</u>	(略)	円 <u>12, 440</u>	円 <u>13, 320</u>	(略)	

分団長及び副分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>	分団長及び副分団長	<u>10,670</u>	<u>11,550</u>	<u>12,440</u>
部長、班長及び団員	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>	部長、班長及び団員	<u>8,900</u>	<u>9,790</u>	<u>10,670</u>
備考 1・2 (略)				備考 1・2 (略)			

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた八幡浜市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

## 提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。